

成規ハ泉下船報告書(才三郎様式)ヲ作制

ニ違背スル海務課長宛親展トシテ提呈スル

第十一條 海務課長ノ普通船員ノ轉船又ハ下船奉

ズルコトハバシ

第十二條 船長ハ毎年六月一日及十二月一日ハ西度ニ普

通船員ノ行績報告書(才四郎様式)ヲ作成シ

海務課長ニ提出スルベシ

第十三條 普通船員ノ給料ハ給料定額ノ範圍

内ニ於テ雇入ノ程度海務課長ニテ定ム

第十四條 第八條ノ規定ニ依リ普通船員雇入スル

海務課長

場合兼職ニ對シテ給料定額最低給ヲ

支給スルベシ但シ不得上事情依リ最低給

ニテ雇入可能ナリトシ場合其事由ツ海務課

長ニ報告スル事後承認ヲ受ケルベシ

第十五條 普通船員ノ給料ハ其勤続期間ト行

績トシテ査定漸次昇給セラルベシ

第十六條 普通船員社庫ニ依テシテ下船トシ再ハ本

社船ニ乗船スル場合左ノ右項ニ該當スル者ハ

給料ヲ減額スルコトアルベシ

一行績不良ナル者